

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米國、証券取引規制の強化法案提出

証券取引委員会は6月4日、連邦証券取引関係法の改正に関する法案を議会に提出した。これは、投資家を保護するために証券取引の規制をさらに強化しようとするもので、さる4月、証券取引委員会が議会に提出した証券市場調査報告第1部(調査月報4月号要録参照)に基づくものである。

本法案の概要は次のとおり。

- (1) 店頭取引株を発行する一般事業会社および銀行、保険会社に対し、財務諸表の公開、委任状の請求および役職員の自社株取引に関し、上場株会社の場合と同一の規制を課する。なお、第1段階では、資産1百万ドル以上、株主750名以上の会社(2,300)と銀行(400)を対象とし、3年後にこれを、株主500名以上の会社(3,000)と銀行(600)にまで拡大する。
  - (2) 証券関係業者の経験、能力、最低資本額などを規制してその営業資格を厳正化し、すべての証券業者が自己規制力をもつ業界団体に加入することを義務づけ、証券業者およびその従業員に対するSECの業界規制力を強化する。
  - (3) 新会社の株式発行に関連して、証券ディーラーの目論見書交付期間を現行の40日から90日に延長する。
- なお、このほか株式信用取引の規制、虚偽・誇大宣伝の禁止などがさきの報告には含まれていたが、今回の法案からは除かれた。

一般に証券業界は本法案に賛意を示しているが、銀行界や通貨監督官は、銀行に対する規制をさらに強化し、SECにも銀行の監督権限を与えることに強く反対したため、上院銀行小委員会は原案を修正、銀行に対する新しい規制措置の監督も従来の銀行監督機関が行なうことにした。現在この修正法案は本委員会が審議中であるが、はたして期待どおり年内に成立するかどうかはまだ明らかではない。

#### ◇米國政府、金融制度改正法案を提出

政府は、ウォルター・ヘラー氏を議長とする金融制度委員会が本年4月に提出した現行金融制度の改革に関する報告書に基づき、さる6月末、議会に対して金融制度

改正法案を提出した。この政府案は4月のヘラー報告のなかでもとくに紛糾を招く恐れのある部分(たとえば、連邦準備制度非加盟銀行にも支払準備制度を適用するなど)はことさらに避けており、また一方パットマン議員を中心に貯蓄貸付組合や相互貯蓄銀行が強く求めている預金付保限度額の引上げをある程度認めるなど、法案の年内成立を期して妥協の色の濃いものとなっている。

法案の要旨は次のとおり。

- (1) 銀行の貯蓄性預金金利に対する現行の最高限度規制をスタンドバイ・ベースに改め、貯蓄貸付組合の配当率に対しては連邦住宅貸付銀行理事会がスタンドバイ・ベースによりこれを規制することとする。
- (2) 連邦預金保険会社および連邦貯蓄貸付保険会社の預金付保限度額を現行の10,000ドルから15,000ドルに引き上げる。
- (3) 貯蓄貸付組合の流動性比率(現金および譲渡可能な政府証券保有高の割合)を、現行の貯蓄勘定総額の8%から、貯蓄勘定および借入金の合計額の10%に引き上げる。
- (4) 1964年1月1日から本改正を施行する。

法案の審議は意外に難航している模様であり、たとえば預金付保限度額が期待に反して25,000ドルよりも下に押えられたこと、またスタンドバイ・ベースによる預金金利の最高限度規制が貯蓄貸付組合にも適用されるようになったことへの不満が大きい。このため、法案の年内成立はかなり危ぶまれる状況になっている。

#### ◇米國、公定歩合引上げと預金金利最高限度の変更

米国における国際収支改善対策の一環としてかねて公定歩合の引上げが予想されていたが、ニューヨーク、ボストン、クリーブランド、リッチモンド、セント・ルイス、ミネアポリスおよびダラスの各連邦準備銀行は7月16日公定歩合を3%から3.5%に引き上げ、17日から実施する旨発表した。またシカゴ、フィラデルフィアおよびサンフランシスコの各連邦準備銀行もこれに追随、19日以降同様に公定歩合引上げを実施した。今回の公定歩合変更は米国としては1960年8月の引下げ以来のものである。

また連邦準備制度理事会は貯蓄性預金金利の最高限度を規制した「規程Q」の一部変更を決定、17日から実施した。新最高限度次のとおり。

(定期預金)	(旧)	(新)
1年以上	4%	4%
6か月以上1年未満	3.5%	4%
90日以上6か月未満	2.5%	4%

90日未満 (貯蓄預金)	1 %	1 %
1年以上	4 %	4 %
1年未満	3.5%	3.5%

## 欧州諸国

### ◇ E E C の域内関税引下げおよび対外共通関税接近措置

E E C 6 か国は7月1日、1962年5月決定の理事会方針どおり域内関税を工業品および農産品につきそれぞれ10%引き下げた。この結果E E C の域内関税は1957年1月1日の基準関税に比し工業品は60%、農産品は45%引き下げられたことになる。

また、工業製品については対外共通関税に向かって30%の第2次接近が行なわれた。本措置は1961年1月1日の第1次接近に次ぐもので、第1次とあわせて60%の接近となった(農産品については1962年1月1日30%の接近が行なわれたまま)。なお、今回の接近は第1次接近同様、ローマ条約の定める共通関税率よりも20%低い水準に向かって行なわれている。

域内関税・対外共通関税の推移

		1959年 1月1日	1960年 7月1日	1961年 1月1日 (第1次 促進 実施)	1962年 1月1日 (第2段 移行)	1962年 7月1日 (第1次 促進 実施)	1963年 7月1日 (第2次 促進 実施)	計
域内関 税引下 げ率 (%)	工業製品	10	10	10	10	10	10	60
	農産品 (非自由化品目)	10	10	5	10	—	10	45
	農産品 (自由化品目)	10	10	—	10	5	10	45
対外共通 関税接近 率 (%)	工業製品			30			30	60
	農産品				30			30

(注) 第1次促進案は1960年5月12日決定、第2次促進案は62年5月15日決定。

### ◇ スイス国立銀行の新金融措置

スイス市中銀行は、6月末の window dressing のための資金需要をまかなうため海外市場から短期ドル資金を引き揚げたが、スイス国立銀行は①スイス市銀との間でドル・フランの短期スワップ取引(期間1~4週間)により流入ドルの吸収とフランの供給(77百万ドル相当額)を行ない②取得ドルを直ちにB I S に金を対価とするスワップ取引で売却した。さらに③B I S は取得ドルを直ちに海外市場へ再投資した。以上の一連の取引措置は、

スイス国立銀行の弾力的国内金融政策としてのみならず、積極的な国際金融協力としての意義を有する。すなわち①スイスの市銀が外国金融市場から引き揚げたドル資金は直ちに国立銀行およびB I S を経由して再び外国金融市場に還元されるため、外国金融市場に混乱を与えずに済んだこと②スイス市銀が引揚げドルをスイス市場で売却したとすればスイス市場でのドル相場は下落したと思われるが、上記措置により市中ドル相場はほとんど変動なく推移したこと③スイス国立銀行は取得ドル資金をB I S 保有の金と交換したため、国立銀行の金準備率は、米国からの金流出を伴わずに一時的に増加したことなどが指摘される。以上のとおり本金融方式は国際短期資金の移動を相殺する有効な bridging technique となったが、これについてはB I S の緊密な協力が基礎となっている点を見のがせない。

### ◇ オーストリア国民銀行、公定歩合引下げ

オーストリア国民銀行は6月28日公定歩合を5%から4.5%に引き下げた。同行は1960年3月公定歩合を引き上げて以来この水準を維持する一方、準備預金率の引上げ、売オペレーションなどの措置により過剰需要の抑制をはかってきたが、これにより昨年央以降インフレ傾向はほぼ克服された(1958年基準卸売物価指数62年7月114、12月107、本年4月108)反面、最近の情勢は民間設備投資の減退(本年第1四半期中設備投資は対前年同期比12%減)を主因として生産の伸びは減少し(本年1~4月の工業生産は

対前年同期比1%増、昨年中の増加率2.4%)景気停滞の様相を深めていた。今回の措置はかかる情勢に対処して金利水準の低下、資本市場の育成などを通じて民間投資を促進し景気の回復をはかることを主眼とするのである。なおオーストリア国民銀行は、公定歩合引下げと同時に国内金融機関の対外短中期投資および借入を自由化する措置を決定したが、公定歩合引下げはかかる資本自由化措置による過度の短資の流入をあらかじめ防止するねらいを含むものであるとみられている。

### ◇ベルギー中央銀行の公定歩合引上げ

ベルギー中央銀行は7月17日、公定歩合を3.5%から4%に引き上げ、18日以降実施した。同行は昨年12月5日、割高な同国の金利水準をEEC水準にサヤ寄せする方策の一環として公定歩合を3.75%から3.5%に引き下げたが、その後の銀行貸出増大傾向(3月末前年同期比18%増)および短期金利上昇傾向に対処するため、今回の措置がとられたものとされている。

なお、今回の公定歩合引上げが米国の公定歩合引上げ直後に行なわれたのは、同行の説明によれば全く偶然の一致にすぎず、米国の金利上昇に伴う国際的資金移動とはならぬ関係がないとのことである。もっとも今回の引上げ措置により、他のEEC諸国との間の金利格差が開く結果となり(EEC諸国中央銀行の公定歩合は7月17日現在、西ドイツ3%、フランス、イタリア、オランダはいずれも3.5%)、今後の国際的資金移動の動きおよび諸中央銀行の態度が注目される。

## ア ジ ア 諸 国

### ◇インド、IMFとのスタンドバイ取決めを更新

インドは、昨年7月締結をみたIMFとのスタンドバイ取決め金額1億ドル、期限1年、昨年7月25百万ドル引き出し、本年6月同額返済済み)が失効するのに備え、さらに1年間の更新方を申し入れていたが、7月4日、IMF理事会でこれが承認された。

インド準備銀行保有の金・外貨準備は、年初来ノン・プロジェクト援助の大幅流入を主因とし、かたがた輸出増加もあってやや持ち直しぎみとなっており、本年6月のスタンドバイ返済25百万ドルにかかわらず、上半期中に19百万ドルの増加を示している。インド政府は、今回の取決めは例年輸出が比較的伸び悩む夏場の外貨減少に備えたものであり、直ちに引き出す意図はない旨言明している。

なお、インドのIMF借入残高は6月末250百万ドルである。

### ◇パキスタンの1963/64年度予算案

パキスタン政府は、6月8日、1963/64年度予算案(1963年7月~64年6月)を国会に提出した。それによると、経常および資本勘定をあわせた総歳出規模は5,980百万ルピー(約13億ドル)と前年度推定実績に比べ26%の大幅増加となっている。その主因は、前年度の経済成長率が約1%と著しく伸び悩んだことにかんがみ、資本勘定中の開発費を大幅に増額(前年度比38.6%増の3,370百万ルピー)したためである。こうした歳出の増大をまかなうため、増税および新税の創設を提案しているが、それでも多額の歳入不足は避けられず、その分についてはもっぱら外国の援助に期待をつないでいる。本予算案の概要は次のとおり。

経常勘定では、歳入は現行税率を基準として2,241百万ルピー、増税分を含めると2,528百万ルピー(前年度推定実績比、現行税率基準で+6.7%、増税分を含めると+20.4%)、歳出は2,078百万ルピー(同+7.8%)、差引き歳入超は現行税率基準で163百万ルピー、増税分を含めると450百万ルピーとなっている(右歳入超過分は資本勘定歳入に繰入れ)。歳出のうち国防費は1,092百万ルピーと前年度に引き続き経常勘定歳出の53%を占めているが、

### パキスタンの1963/64年度予算案

(単位・百万ルピー)

歳 入			歳 出		
	1962/63 (推定実績)	1963/64		1962/63 (推定実績)	1963/64
経常勘定			経常勘定		
関 税	684	712	一般行政費	377	418
消 費 税	387	429	国 防 費	1,025	1,092
所 得 税	255	265	国 債 費	259	317
販 売 税	210	227	そ の 他	266	251
そ の 他	564	608	小 計	1,927	2,078
小 計	2,100	2,241 (2,528)	余 剰 (資本勘定へ繰入)	173	163 ( 450)
資本勘定			資本勘定		
経常勘定余剰	173	163	開 発 費	2,432	3,370
外 国 援 助	1,911	2,814	灌 漑 費	139	172
国 債	409	240	郵 便・電 信	89	117
そ の 他	250	235	新 都 市 建 設	72	114
小 計	2,743	3,452	公 社 等 へ の 貸 付	35	317
			州 府 へ の 貸 付・贈 与	2,193	2,680
			非 開 発 費	169	219
			臨 時 費	47	150
			小 計	2,648	3,739
合 計	4,843	5,693 (5,980)	合 計	4,748	5,980

(注) 歳入のカッコ内は増税分を含む計数。

そのうえ資本勘定歳出中の臨時費 150 百万ルピーの一部も国防支出に充当しうることになっている点を考慮すると、実質的な国防支出はさらに増大することになる。

一方、資本勘定では、歳出は上述のごとく経済開発促進のための支出が大幅に増額されたのを主因に 3,739 百万ルピー(前年度推定実績比+ 41.2%)に上っている。これに対し歳入は広範囲にわたる関税、消費税、販売税の引上げのほか、次の 3 税の新設提案にかかわらず、なお 2,814 百万ルピーの不足を生じ、その全額(約 6 億ドル、資本勘定歳入の 80.4%)につき外国援助に期待している。

- (1) 富裕税…資産額 40～140 万ルピーに対し 1%、140 万ルピーをこえる場合 1.5% を課す。ただし、農地、耕作物、立木、動物などは資産対象から除外する。
- (2) 贈与税…贈与額の当初 5 万ルピーに対し 5%、以下、金額により累増し、最高 2 百万ルピー以上に対し 30% を課す。ただし、年間 1 万ルピー未満の贈与、指定学校、大学、病院、慈善機関などに対する贈与は除外する。
- (3) 資本利得税…不動産以外の資産の譲渡から生ずる資本利得につき、会社および登録組合に対し 20% を課す。

#### ◇台湾の金利引下げ

台湾中央銀行は 6 月 29 日、下表のとおり公定歩合および市中銀行の預金・貸出金利の引下げを発表、7 月 1 日から実施した。

今回の引下げは昨年 8 月の引下げに続く同行復業以来 3 回目の措置であるが、前回と同様高金利の是正、企業

種 類	旧	新
	%	%
(公定歩合)		
担保貸付 月利	1.32	1.17
再割引	1.08	0.96
(市中金利)		
1. 預 金		
貯蓄預金 月利 3年もの	1.14	1.00
〃 〃 3 〃	1.125	
〃 〃 1 〃	1.11	
定期預金 年利 6か月	9.72	9.00
〃 〃 3 〃	6.48	6.00
〃 〃 1 〃	4.68	4.50
2. 貸 付		
貯蓄預金担保貸付 月利	1.56	1.38
信用貸付		
担保貸付	1.32	1.17
手形割引	1.20	1.08

(注) 市中の通知預金、普通預金、輸出前貸の金利は据置き。

の金利負担軽減をねらいとしたものである。

なお、今回の措置の特色としては、①貯蓄預金金利を従来の 3 本建から 1 本建にしたこと、②貸出金利の下げ幅が、おおむね預金金利の下げ幅を上回っていること、などがあげられる。

#### ◇東南アジア諸国の外貨保有高

東南アジア諸国の外貨保有高は、下表のとおり、このところやや改善を示しており、主要 11 か国合計では本年年初から最近月までに 156 百万ドルの増加となった。国別にみるとインド、パキスタン、台湾が目立った増加を示し、その他南ベトナム、セイロン、フィリピンでもやや改善をみたが、反面ビルマ、韓国は減少した。

このような外貨事情の改善は、台湾、フィリピンでは砂糖ないしコブラの輸出好転が主因であるが、その他諸国では輸出よりもむしろ海外援助の集中的流入(とくにインド、パキスタン)、あるいは輸入制限の強化などに負うところが大きい。最近の世界的な 1 次産品市況改善の動きも、東南アジアにおいては砂糖、コブラにそれがみられる程度で、その他は総じてまだ低迷の域を脱していない。

#### 東南アジア諸国の外貨保有高

(単位・百万ドル)

	1960 年末	1961 年末	1962年末	1963年	
				(最近月末)	年初来 増減(Δ) 額
イ ン ド	670	665	512	(3月) 620	108
パキスタン	415	376	378	(5月) 430	52
セ イ ロ ン	90	90	85	(3月) 94	9
インドネシア	337	139	(10月) 104		
マ ラ ヤ	790	858	904	(4月) 902	Δ 2
フィリピン	192 ( 72)	103 ( 59)	140 ( 65)	(4月) 146 ( 64)	(Δ 1)
タ イ	360	443	(11月) 502		
ビ ル マ	125	112	159	(4月) 129	Δ 30
南ベトナム	216	175	153	(3月) 165	12
台 湾	136	147	124	(4月) 161	37
韓 国	157	207	167	(4月) 131	Δ 36
合 計	3,488	3,315	3,228	3,384	156

(注) 政府、中央銀行の金・外貨保有高、ただしフィリピンのみはその他諸国と異なり、商業銀行の大幅な外貨保有が認められているので、その分を加えた。カッコ内は商業銀行保有分。

#### ◇東南アジア諸国の援助受入れ

東南アジア諸国が最近、先進国および国際機関から受け入れた経済援助は次表のとおりである。

## 最近の援助受入れ動向

被援助国	援助国または国際機関	調印日付	金額	返済期限	金利(年)	資金用途
インド	英国	4/9	3.5百万ポンド	25年(7年据置き)		鉄鋼製品の輸入
〃	米国(EXIM)	4/10	5百万ドル	10年(3年据置き)		アルミ工場建設
〃	〃	4/15	4.7 〃	8年(3年据置き)	5.75 %	レーヨン工場拡張
〃	〃	4/22	19 〃	15年		ジーゼル機関車製造プラント
〃	西ドイツ	4/26	400百万D.M.	20年(5年据置き)	5.75 %	ルールケラ製鉄所の拡張(年産1百万トン→1.8百万トン)
〃	I D A	5/24	20百万ドル	50年(10年据置き)	無利息 (ただし手数料年0.75%)	発電所の建設
〃	世銀	6/5	30 〃			インド工業投資信用公社に対する貸付
〃	米国(AID)	6/30	12.2 〃			インド工業投資信用公社およびインド工業金融公社に対する貸付
〃	〃	7/1	80 〃	40年	無利息 (ただし手数料年0.75%)	原子力発電所の建設
パキスタン	西ドイツ	4/27	220百万D.M.	20年	3 %	
〃	カナダ	6/	6百万ドル			発電設備の輸入
〃	英国	6/18	2百万ポンド	25年(7年据置き)	無利息 (ただし手数料年0.75%)	機械設備の輸入
〃	I D A	6/26	5百万ドル	50年(10年据置き)	無利息 (ただし手数料年0.75%)	堤防建設
〃	米国(AID)	6/30	3.2 〃			パキスタン工業投資信用公社に対する貸付
〃	〃	7/3	70.5 〃	40年(10年据置き)		鉄鋼製品、薬品、機械などの輸入
〃	〃	7/7	14.5 〃	40年(10年据置き)		レールなど鉄道設備の輸入
タイ	世銀	6/11	35 〃	20年	5.5 %	国道の改良
南ベトナム	英国	6/12	0.5百万ポンド	15年		浚渫設備の建設
台湾	米国(AID)	7/1	15百万ドル	20年(5年据置き)	3.5 %	機械、鉄鋼製品、化学肥料などの輸入
シンガポール	世銀	5/16	15 〃	20年(3年据置き)	5.5 %	火力発電所建設

## ◇クウェート・ディナールのIMF平価設定

クウェート政府は、4月10日、IMFの承認を得て、同国通商ディナールのIMF平価を、英ポンドと同様1ディナール2.8米ドル(邦貨換算1,008円)とした。

同国は、1962年9月13日にIMFへの加盟が認められ、その後、本年1月の第1回コンサルテーションにおいて、国際収支が石油収入(年間約5億ドル、国民所得の50%強)を主因に黒字基調にあること、為替制限措置を講じていないこと、外貨準備が潤沢(政府、通貨発行

委員会の保有高10億ドル)であること、ならびに物価、賃金が安定していることなどから、平価設定になんらの懸念なしとの判定をうけ、その実施方を勧告されていたものである。

なお、同国では1961年6月の英本国からの独立以前の4月1日に発券機関である通貨委員会を設け、従来流通をみていたインド・ガルクルピーに代えて新通貨ディナールを発行したが、公定レートは1ディナール=1英ポンドであった。